

国総観事第119号の3
平成20年6月27日

都道府県旅行業担当部長 殿

国土交通省総合政策局観光事業課長

一般貸切旅客自動車運送事業に係る乗務距離による交替運転者の配置
の指針について

貸切バスに係る安全性の確保及び質の向上に向けた方策を検討するため設置された「貸切バスに関する安全等対策検討会」において、平成19年10月に報告が取りまとめられ、その中で、交替運転者の配置基準は、現行の時間による基準では、個々の運行において配置が必要なケースに該当するかがわかりにくく、旅行業者にも説明しにくいとの指摘があり、国土交通省において、乗務距離に基づく交替運転者の配置基準のあり方について検討すべきことが盛り込まれています。

当該報告の趣旨を踏まえ検討を行った結果、今般、「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)で定められた運転時間を遵守するための目安として、乗務距離による交替運転者の配置の指針を試行的に定め、自動車交通局安全政策課長、同局旅客課長から社団法人日本バス協会会長に対し別添1のとおり通知され、当課に対しても別添2により旅行業者に対する周知について協力依頼がありました。

本件については、更なる旅行の安全の確保を図るため、旅行業者が本指針の趣旨を理解し、一般貸切旅客自動車運送事業者と連携して適切な交替運転者の配置が図られるよう、別添写しのとおり、(社)日本旅行業協会会長及び(社)全国旅行業協会会長に対し、会員に対する周知方要請したところであるが、両協会非加盟の第2種・第3種旅行業者に対しても周知するよう、よろしく申し上げます